

アルバイト情報

(No.)

事業所名			
就業の場所			
従事する業務			
勤務条件	期間	<input type="checkbox"/> 短期 <input type="checkbox"/> 長期	月 日～ 月 日
	時間	: ~ : (24時間表記) 休憩 分 *労働基準法により勤務時間を6時間超える場合は45分以上、 8時間を超える場合は1時間以上の休憩をとることとしてください。	
	賃金	<input type="checkbox"/> 時給 <input type="checkbox"/> 日給	円 割増 円 (研修期間) ヶ月 円 *1日8時間を超える場合は割増賃金も 明記してください
	交通費	円	
	備考		
求人数	名		
担当者名		電話番号	

学務課印		係		受付日	
------	--	---	--	-----	--

事業所 各位

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、本学教育振興に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

アルバイトの掲示に関しましては、下記の注意事項をご確認いただきますようお願いいたします。

1. 本学学生に対するアルバイト募集は、所定事項をご記入いただき、メールまたはFAXにてお送りください。メールでお送りいただく場合は、件名に「アルバイト募集申込」と記入ください。
2. アルバイト情報の掲示期間は、毎週金曜日を掲示日とし、約2週間とさせていただきます。
(掲示延長をご希望の場合は、本用紙を再送ください)
3. 本学では、学業に支障のない限り、学生にアルバイトをすることを認めております。(22時以降の深夜業、多大な危険を伴う業務、教育上好ましくないと考えられる業務(風俗営業等)等、学業に支障があると判断した場合は、掲示は致しかねますのでご了承ください。
4. 福井県の最低賃金は、時間額931円です。(令和5年10月1日から適用)
5. 労働基準法では1日8時間を法定労働時間と定められています。時間外労働をさせる場合は割増賃金の支払いが必要になります。時間外労働に対する割増賃金は、通常の賃金の2割5分以上となります。
6. 労働時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければなりません。
7. 労働条件がアルバイト情報の記載内容との相違や、その他トラブルがあった場合には、労働基準監督署等の関係機関に報告させていただきます。

【連絡先】 仁愛大学 学生支援センター学務課

〒915-8586 福井県越前市大手町3-1-1 TEL : 0778-27-2010 FAX : 0778-27-8660

(令和5年10月更新)